随　意　契　約　理　由

令和7年（2025年）　4月1日

|  |  |
| --- | --- |
| 契約担当課名 | 学び育ち支援課 |
| 発注担当課名 | 学び育ち支援課 |
| 契約名称 | 豊中市放課後こどもクラブ休日開設業務  （桜井谷東小学校放課後こどもクラブ） |
| 契約内容 | 豊中市放課後こどもクラブ休日開設業務  （桜井谷東小学校放課後こどもクラブ） |
| 契約締結日  及び契約期間 | 令和７年４月１日  　令和７年４月１日から令和８年３月３１日 |
| 契約の相手方  （所在地・名称） | 株式会社トライグループ  大阪市中央区南本町３－６－１４ |
| 契約金額 | 主任指導員：一人一時間当り2,124円  補　助　員：一人一時間当り1,770円  交　通　費：一人一日当り2,000円  運営諸経費：開設一回当り23,610円 |
| 随意契約理由 | （地方自治法施行令第167条の2第１項　第2号に該当） |
| 桜井谷東小学校放課後こどもクラブの運営業務は株式会社トライグループが受託しています。桜井谷東小学校放課後こどもクラブにおいて、日曜日と祝日に休日開設するにあたり、同じ場所で同じ備品を使用することになります。履行中の業務と密接不可分の関係にあたるため、同一事業者以外のものに委託させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずる恐れがあり、一体的管理の必要性から同じ事業者と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約を締結するものです。 |